前田利家陣址建物復元考証 VR コンテンツ制作用設計図作成業務委託仕様書

１　委託業務名

前田利家陣址建物復元考証 VR コンテンツ制作用設計図作成業務委託

２　事業の目的

前田利家陣跡における発掘調査成果、出土遺物、歴史資料、類例資料等を総合的に検討し、遺跡が機能していた当時の建物について学術的な復元考証を行う。

復元考証の成果を基礎として、VR コンテンツに利用可能な建物形状・構造・外観等を整理するとともに、3DCG 制作に必要となる建物配置図、概略的な建物設計図、イメージ図及び各種資料を作成する。

なお、本業務における復元は、現存建物の復元建築工事を目的とするものではなく、遺跡の理解・展示・教育普及・VR コンテンツ制作を目的とした復元考証である。

３　委託期間

契約締結日から令和９年（2027 年）３月 15 日（月）まで

４　事業の概要

前田利家陣跡の発掘調査成果、出土遺物、歴史資料、類例資料等を総合的に検討し、遺跡が機能していた当時の建物５棟について専門家の監修を受けて学術的な復元考証を行い、VR コンテンツに利用可能な建物形状・構造・外観等を整理するとともに、3DCG 制作に必要となる建物配置図、概略的な建物設計図及、イメージ図及び各種資料を作成する。

５　委託金額

３，３６６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

６　業務委託内容

① 復元考証の実施（対象建物：原則５棟）

対象建物は、発注者と受託者が協議のうえ、次の３区分を設定して業務を遂行する。

Ａ：発掘成果から平面・規模等が比較的明確

Ｂ：遺構・類例等から一定程度復元可能

Ｃ：資料が限定的で推定を多く含む

種別	縮尺等	仕様等	数量
復元考証	－	専門家の監修を受け、配置、規模、平面、構造、屋根、外観、内部について学術的な復元考証を行う。 調査に係る調整は受託者が行う。	５棟
復元根拠一覧表の作成	－	各建物について、項目、復元内容、根拠資料、根拠の種類、確度を整理する。	一式

種別	縮尺等	仕様等	数量
復元設定台帳の作成	－	ID、建物、部位、復元内容、根拠、確度、VR 実装の可否等を整理し、Excel または CSV で作成する。	一式
委託者・受託者・監修者による打合せ	－	第１回：資料確認・復元方針 第２回：平面・規模復元案 第３回：立面・屋根・構造案 第４回：内部・外観・意匠 第５回：５棟の復元案確認 最終：成果品確認 ※Web 会議可、対面２回、Web３回程度 招聘に係る経費は委託者が負担する。	一式
打合せ簿の作成	－	打合せ内容をまとめ、各建物のバージョン、内容、修正理由、根拠、監修者を記録し、復元案の変更過程を追跡可能にする。	一式

② 設計概略図の作成

種別	縮尺等	仕様等	数量
配置図	1/200～1/500 程度	各建物の配置、形状の概略図を作成する。	５棟分
イメージ図	－	外観（正面・背面・側面・斜め俯瞰）等のイメージ図を作成する。復元考証を反映させた資料として扱う。	５棟分

③ その他

（１）基本方針

復元にあたっては、①発掘調査成果、②同時代・同地域の建築・遺構・遺物資料、③歴史資料・絵図・文献・記録、④近隣地域・同時代の類例建築、⑤建築史・考古学等の研究成果、の優先順位を基本とすること。

未確定事項については安易に現代的な意匠を補完せず、複数の復元案を比較検討したうえで相応しい案を提示すること。

（２）専門家による監修

受託者は、本業務に必要な専門家を１名配置すること。

専門家は、発注者の意見を聞いたうえで、建築史、日本建築史、城郭・城郭建築史、木造建築等を専門とし、文禄・慶長の役、陣屋といった時代・遺跡の性格に適した者とし、監修者とすること。

発注者が指定する専門家、または受託者が提案し発注者が承認した専門家による監修を受け、その内容を議事録及び修正履歴として記録すること。

（３）復元考証の基本資料及び対象項目

発注者から発掘調査報告書、遺構実測図、平面図、断面図、遺構写真、地形測量図等の提供を受け、古文書、日記、絵図、古地図、同時代の建築、同時代の発掘遺構、復元整備事例、建築史研究等を収集・整理すること。

建物位置・方位、桁行・梁間・柱間寸法・柱径・軒高・棟高、部屋構成・入口・床・間仕切り・建具、基礎・柱・梁・桁・棟木・小屋組・垂木・貫等、屋根形式・勾配・軒出・葺材、外壁・窓・縁側、床材・畳・板敷・天井等を対象とし、可能な限り復元に努めること。

（４）確実性のランク付け及び復元年代

各復元要素について、次のランクを付与すること。

Ａ：発掘・史料等によって直接確認できる

Ｂ：類例等から合理的に推定したもの

Ｃ：資料不足のため仮定を含む

Ｄ：VR 上の表現のために設定したもの

復元年代は、1592 年を中心とした桃山時代とすること。

（５）検査方法

発掘成果との整合、根拠資料を中心とし、復元年代、類例、推定部分を明確にした、配置図、イメージ図について検査を行う。

（６）禁止事項

復元根拠が存在しない部分について、現代建築または現存建築の意匠を無根拠に適用してはならない。

推定に基づく復元部分は、確定事項と区別して記録すること。VR コンテンツ上の演出として必要となる表現も、学術的復元部分と混同しないよう区別して記録すること。

７　完了報告

受託業務の完了後、完了報告書等の関係書類を提出すること。

本業務では、復元考証報告書、復元根拠・確度一覧表、建物配置概略図、・不確定部分を記録した復元設定台帳の５点を主要成果品とする。

・業務報告書（PDF＋製本）　一式
・復元考証報告書　一式
・復元根拠・確度一覧表（Excel/CSV）　一式
・建物配置概略図　一式（データ）
・イメージ図　一式（データ）
・打合せ簿　一式
・修正履歴　一式

８　委託料の支払いについて

完了払いとする。

９　特記事項

（１）本業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権その他の権利については、佐賀県に帰属するものとし、提案者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。

（２）当業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、提案者の責任において、その権利に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。
（３）図面、イメージ図、復元考証資料について、VR、AR、Web、展示、動画、印刷物、書籍、SNS、教育教材、他の CG 制作等への利用・改変・翻案の可否を、契約上明確にすること。
（４）本仕様書に記載がない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに発注者と協議を行い、協議内容について協議簿を作成し記録すること。
（５）個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適切に管理するものとすること。
（６）発注者が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。